

○内閣府令第 号
厚生労働省

銀行法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第二十九号）の施行に伴い、並びに労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第六条第二項第二号及び第七条の二第二項第二号イの規定に基づき、並びに同令を実施するため、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 武見 敬三

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）の一部を次のように改正する。
労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に

二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

(休日の承認等)

第一百十条 令第六条第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事務所は、次に掲げるものとする。

- 一 主たる事務所
- 二 災害その他の事象が発生した場合における金庫の危機管理に關する事務その他の金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する事務所（前号に掲げるものを除く。）

2 金庫は、令第六条第二項第二号の規定による承認を受けようとするとき、又は同項第三号の規定による届出（同号に規定する事務所を設置する際に当該事務所についてするものを除く。）をしようとするときは、承認申請書又は届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出するものとする。

- 一 理由書（次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。）
 - イ 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - ロ 当該承認の申請又は届出に係る事務所の会員その他の顧客の利便を著しく損なわないこと。
- 二 令第六条第三項の規定による揭示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

改正前

(休日の承認の申請等)

第一百十条 金庫は、令第六条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出するものとする。

- 一 理由書
- 二 令第六条第三項の規定による揭示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

3・4 「略」

5 金庫は、令第六条第二項第二号の規定による承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

〔一～三 略〕

(特定労働金庫代理業者の休日の承認等)

第四百二十二条の二 令第七条の二第二項第二号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める営業所等は、次に掲げるものとする。

一 主たる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）

二 災害その他の事象が発生した場合における特定労働金庫代理業者の危機管理に関する事務その他の特定労働金庫代理業者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する営業所等（前号に掲げるものを除く。）

2 特定労働金庫代理業者は、令第七条の二第二項第二号イの規定による承認を受けようとするとき、又は同号ロの規定による届出（同号ロに規定する営業所等を設置する際に当該営業所等についてするものを除く。）をしようとするときは、承認申請書又は届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出するものとする。

一 理由書（次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。）

2・3 「同上」

4 金庫は、令第六条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

〔一～三 同上〕

(特定労働金庫代理業者の休日の承認の申請等)

第四百二十二条の二 特定労働金庫代理業者は、令第七条の二第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出するものとする。

一 理由書

二 令第七条の二第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

イ 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

ロ 当該承認の申請又は届出に係る営業所等の顧客の利便を著しく損なわないこと。

二 令第七条の二第三項の規定による揭示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

3 金融庁長官等及び厚生労働大臣は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 「略」

二 当該申請に係る営業所等の顧客の利便を著しく損なわないこと。

4・5 「略」

6 特定労働金庫代理業者は、令第七条の二第二項第二号イの規定による承認を受けたとき、又は同号ロの規定による届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所等の店頭に掲示するとともに、第四項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一 「略」

二 当該営業所等の最寄りの営業所等又は当該特定労働金庫代理業者の所属労働金庫の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

2 「同上」

一 「同上」

二 当該申請に係る営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

3・4 「同上」

5 特定労働金庫代理業者は、令第七条の二第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一 「同上」

二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定労働金庫代理業者の所属労働金庫の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、令和六年四月一日から施行する。